

1 事業名

市道路線の廃止

市道 3-1094 号線

2 事業の概要

上記路線については、既存路線の一部を市道 3-1121 号線と交換して付け替えを行うことから、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の廃止を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

廃止する路線の場所、延長及び幅員については、議案書添付の案内図のとおりである。